

高病原性鳥インフルエンザに係る死亡野鳥への対応について(2004.4.21)

このことについて、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

#### 1. これまでの対応状況

平成16年3月7日に、京都府において死亡カラスの鳥インフルエンザ感染が確認されたことにより、相談件数が急激に増大したため、土日も含めた相談窓口を設置し、通報があったものについては回収・検査等の対応を行ってきた。

これまでの検査結果は全て陰性で、回収件数については、現在、概ね、3月7日以前の状態に落ち着いている。

#### 2. 今後の対応

「多数の野鳥(概ね5羽以上)が密集して死亡している場合」や「国内で新たな鶏への鳥インフルエンザの感染が確認されるなどの重大な事態が生じた場合」を除き、次の理由により、4月22日以降は原則として死亡野鳥の回収・検査を行わないこととする。

ただし、相談窓口については、引き続き、土日も含めた対応を続けることとし、その体制については、職員の事務所待機から緊急連絡体制に変更する。

#### (理由)

- (1) 全国で実施された約11,000羽の検査結果(3月30日現在)が全て陰性であること(2次感染とされている死亡カラスを除く)から、野鳥に鳥インフルエンザがまん延している可能性は低くなっていること。(環境省見解)
- (2) 京都府の移動制限の全面解除(4月13日)が行われたことにより、鶏から感染が拡大するおそれのある地域がなくなったこと。
- (3) 本県の相談・回収件数が減少していることから、県民の不安解消が図られていると考えられること。

